

千葉県少年自然の家指定管理者公募に係る質問回答書（提案書）

質問内容	回答内容
<p>主催事業として同種の講習会を複数回実施した場合でも、実施数としてカウントしてよろしいのでしょうか。</p> <p>（例：現事業者の実施しているクライミングウォール指導者養成講座）</p>	<p>実際に実施した回数でカウントします。</p> <p>ご質問の事例については、例えば年間8回実施した場合、8回とカウントします。</p> <p>提案時点で、同一事業を複数回実施する計画を見込んでいる場合は、提案書様式第17号の「成果指標の数値目標達成の考え方」において、提案者が設定する目標に適切に反映させてください。</p> <p>なお、同一事業を複数回実施する提案をしなければならない、ということはありません。</p> <p>今回の指定管理期間から利用対象者が拡大し日帰り利用も開始されるため、主催事業の計画にあたっては、通常の施設利用希望者の需要を圧迫することのないよう注意してください。</p>
<p>新規遊具等の設置の提案は可能でしょうか。</p>	<p>可能です。ただし、指定管理料の基準額の範囲内で提案ください。</p> <p>また、設置については所有権や安全管理等の諸課題を市と協議の上決定することになりますので、ご理解の上提案ください。</p>
<p>自主事業を指定管理者が実施し、担当する職員が施設運営業務と自主事業を兼務する場合は、人件費を按分して計上してよいのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>提案時・計画時と実施時とで按分割合が変わることも考えられますが、その結果、指定管理者が行うべき業務（必須の管理運営業務）の支出額が計画と異なった場合、支出が減額すると利益の還元額が大きくなる可能性があること、逆に人件費分の支出が増加しても指定管理料は増額されないことにご留意ください。</p>
<p>自動販売機の設置については市側で実施されるとのことですが、その内容に酒類は含まれるのでしょうか。また含まれない場合は指定管理者が食事の一環として必要に応じて酒類を提供することは可能でしょうか。</p>	<p>自動販売機で販売する飲料に酒類は含まれません。</p> <p>食事の一環として酒類を提供することは、原則不可とします。ただし、市が提示する条件を満たし、かつ詳細について市と協議の上、提供を認めることはあります。</p> <p><条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当日の施設利用者に20歳未満の者がいないこと。 ・飲酒を希望する利用者があることを理由に、飲酒を希望しない者や20歳未満の者を含む利用者の利用を拒んだり制限したりしないこと。 ・飲酒可能な場所を限定すること。 ・施設利用者による酒類の持込みは認めないこと。持込んだ場合はその酒類を施設内で飲ませないこと。
<p>食事提供価格について、当初の設定価格から急激な価格変動が生じた場合に契約期間中（5年間）でも変更は可能でしょうか。</p>	<p>可能です。ただし、変更後の価格は市と協議の上決定することとし、利用者に対して一定の周知期間を設けることができるように協議を開始してください。</p>

質問内容	回答内容
<p>食事提供価格の消費税は食堂・野外・弁当・ドリンク・パン・デザート・等、全て税率は10%で宜しいでしょうか。又、消費税は外税表示で宜しいでしょうか。</p>	<p>税率は10%で積算してください。 消費税の表示については、消費税法及び消費税関連法規に基づき、利用者にわかりやすい表示にて対応ください。法の趣旨を踏まえ、総額表示方式を原則とするのが望ましいですが、消費税転嫁対策特別措置法による総額表示義務の特例が認められる範囲において、外税表示とすることは差し支えありません。</p>
<p>食堂にて使用する食器等の消耗品の負担区分は事業者側になると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>食事の注文及び変更・キャンセルの対応日程は新たに事業者側で設定しても宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>